

令和7年8月20日

秋田県総務部総合防災課

## 令和7年8月20日からの大雨にかかる災害救助法の適用について

令和7年8月20日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、仙北市に災害救助法の適用を決定しました。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
仙北市	8月20日	令和7年8月20日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

(担当) 秋田県総務部 総合防災課

被災者支援チーム 伊藤、工藤

(電話) 018(860)4504